

## 議案第8号関連資料

### 明石市介護保険関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

#### 1 改正の目的

介護保険法の一部改正により、介護予防支援の実施主体が変更されたことに伴い、同事業の指定申請等に係る手数料を定めるため、介護保険関係手数料徴収条例の一部を改正しようとするものです。

#### 2 改正の概要

現在、介護予防支援は、地域総合支援センターが指定を受けて実施しているところですが、本年4月1日からは、指定居宅介護支援事業者も指定を受けて実施できるようになることから、他の事業と同様に指定申請等に係る手数料を徴収します。

なお、申請等の手数料については、介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスの申請等に係る手数料と同額とします。

- ・ 新規申請手数料 14,000円
- ・ 更新申請手数料 7,000円

#### 3 施行期日

令和6年4月1日